土総第６２３号
令和７年１月２３日

総務部営繕課長　様
各県民センター所長　様
防災部消防総務課長　様
隠岐支庁各局長　様
農林水産部各課長　様
農林水産部各地方機関の長　様
土木部各課長　様
土木部各地方機関の長　様

土木総務課長
（建設産業対策室）
技術管理課長
営繕課長

現場技術者の専任合理化について（通知）

建設工事に置くことが求められている主任技術者又は監理技術者について、請負代金額が一定金額以上の場合には、工事現場ごとに専任で置くこととされています。

この度、建設業法の一部が改正され、現場技術者の専任合理化が図られました。

このことについて、島根県における取扱いを当面の間、下記のとおりとしますので適切な対応をよろしくお願いします。

記

１．主任技術者・監理技術者の専任工事現場の兼任について（建設業法第 26 条第 3 項）

・　専任特例 1 号（建設業法第 26 条第 3 項第 1 号）の適用は認めない。
　ただし、監理技術者制度運用マニュアルの三（２）③については従前どおり認める。

・　専任特例 2 号（建設業法第 26 条第 3 項第 2 号）について、従前の特例監理技術者制度（令和 3 年 2 月 15 日付土総第 721 号）を読替えて適用する。

２．営業所技術者等の専任工事現場の兼任について（建設業法第 26 条の５）

・　営業所技術者等に関する主任技術者又は監理技術者の職務の特例の適用は認めない。
　ただし、監理技術者制度運用マニュアルの二―二（５）②２）については従前どおり認める。

３．発注済み案件について

（１）従前の特例監理技術者制度対象工事について

・　資格確認資料提出期間中の案件については、別紙１を参考に訂正公告を、別紙２を参考に監理技術者の兼務に関する特記仕様書の訂正を行うこと。

・　資格確認資料提出期間を超過している案件について、入札参加者から専任特例２号に係る資料の提出があり、要件を満たしている場合は認めること。

（２）営業所技術者等の専任工事現場の兼任について

・　予定価格が１億円未満（建築一式工事においては２億円未満）のすべての建設工事において、参加資格確認資料の提出期間中の案件については別紙３を参考に訂正公告を行うこと。

・　競争参加資格確認資料の提出期間を超過している案件について、入札参加者から建設業法第 26 条の５に係る特例の適用の申し出があった際は、認めない旨を伝えること。

４．適用範囲

島根県総務部、防災部、土木部及び農林水産部が入札公告又は見積依頼を行う建設工事に適用する。

入札契約手続きに関すること
土木総務課建設産業対策室
TEL：0852-22-5388
対象工事（土木工事）に関すること
技術管理課公共事業調整スタッフ
TEL：0852-22-6198
対象工事（営繕工事）に関すること
営繕課企画係
TEL:0852-22-5223